

豊田市農業委員会議事録

令和5年7月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年7月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第53号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第57号 競売農地買受適格者証明願（耕作目的）について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	—————		12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
—————					

< 欠席委員 > (2名)

11番	水野 省治	19番	杉田 雅子
-----	-------	-----	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	岩月 彰弘				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局： 本日の欠席委員は、11番、水野省治委員、19番、杉田雅子委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

1番、鈴木喜一郎委員、2番、築山正樹委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第50号から第57号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第50号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第50号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

60番、河合町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

61番、前田町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

62番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

63番、若草町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

64番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

65番、吉原町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

66番、吉原町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

67番、駒場町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

68番、野入町の件。

担当推進委員の岡田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第50号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は承認決定されました。

令和5年議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

8番、浄水町の件、住宅敷地の進入路です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、浄水駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員： 担当の推進委員が現地確認を行いまして、当事者と面談をしております。申請どおり実施されれば特に問題はないと確認をしております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第51号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第51号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

115番、若草町の件、農産物加工施設です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

続きまして、116番、栄生町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、117番、御立町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

118番、畝部西町の件、病院の駐車場です。農地区分は甲種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められるものです。

許可基準は甲種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

お願いします。

中川委員： 許可相当であると確認しました。

事務局： ありがとうございます。

119番、福受町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

中根委員： 現地確認して問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

120番、豊栄町の件、駐車場、物干場の住宅敷地です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域に

ある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

121番、宝町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、122番、中町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、123番、竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

124番、堤町の件、物流センターの倉庫です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、125番、大島町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 124、125番、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

126番、若林西町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

127番、駒場町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 現地確認したところ、特に問題ないと認めます。

事務局： ありがとうございます。

128番、御船町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

続きまして、129番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、130番、枝下町の件、湛水池用地です。第2種農地です。その他2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、131番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断

基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、132番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、133番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号128から133の6件、許可相当と思います。

事務局： ありがとうございます。

134番、広幡町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。その他第2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員： 特に問題ないと考えます。

事務局： ありがとうございます。

135番、力石町の件、資材置場、駐車場、一時転用です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に石野出張所が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、136番、力石町の件、自作地への進入路です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、137番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、138番、力石町の件です、自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、139番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、140番、中金町の件、資材置場、駐車場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、141番、寺下町の件、残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

次、142番、中立町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、143番、四ツ松町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、144番、四ツ松町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、145番、四ツ松町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、146番、井ノ口町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 142番の中立の件につきましては、許可相当です。

143、144、145につきましては、許可相当にしたいんですが、近隣からの苦情が多くありました。

146番は許可相当です。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

147番、黒坂町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

倉地委員： 申請内容及び担当推進委員の意見、それから、施工方法の聞き取り調査を含めて判断した結果、許可相当であると考えます。

事務局： ありがとうございます。

148番、市平町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

石川委員： 10ページから12ページにかけてです。大分、太陽光発電装置の転用がありまして、全国的にメガソーラーの問題があって、住民の反対とか、売電期間が終了した後の残った装置の問題とか、いろいろ今社会的な問題が出ていると思うんですけど、豊田市におきましては、その点をどのように考えておられるのか。

会 長： 事務局、説明をお願いします。

事務局： 2年前ですかね、熱海市で、土石流が流れた大きな事件があったと思いますが、それも、太陽光が起因しているような話もあるんですけども、豊田市としては、今、環境部が中心となり、太陽光に関する方針を検討しています。かといって、太陽光というのは再生可能エネルギーといういい側面もあったりするため、環境保全とどうバランスを取りながら開発を認めていくかということ、市として、整理をしている最中でして、まだ答えが出ていない状況です。

いろんなところで大災害等に起因してしまっているような話もあるので、慎重に、色んな所属を交えて議論をして答えを出していくような方向にはあるため、情報提供がされれば、こういった機会に、御報告をさせていただけるというかなと思っています。

伊藤（喜）委員： 大変いい質問であったんですが、伊藤さんにちょっとお尋ねしますが、苦情があったというお話ですが、具体的にはどのような内容の話でしょうか。

伊藤（政）委員： 苦情というのは、要するに、近隣の意見を聞き入れてもらえなかったとか、それから、豊田にも営業所なり出張所があって対応していただけるならいいけど、会社が広島県で、もし何かあったときに即刻対応ができかねるのではないかというものです。今回、現地確認に私も行ったんですが、会社に一日、二日前に連絡を取ったら、広島からではすぐに行けませんのでそちらでやってくださいということで、推進委員さんが困って、私のところへ連絡が来て、私

も一緒に現地へ立会いに行ったら、近隣の方から、反対です、反対ですという声ばかり聞こえてきて、何と回答したらいいかなというような気持ちでありました。この案件については、また農業委員会のほうから、地主さん、近隣の方に説明をしないといけないなど、私はそう思っておるわけです。

伊藤（喜）委員： 大変分かりました。

ただ、今日のような話を採決して、許可を出してしまうということは、今事務局長がお話をなさったように、各部署で検討なさっている方向性が出ていないのに許可をすることに対して、正当性、法律上は問題ないのでしょうか。

農業委員会の総会にて許可相当であると決定したという既成事実を作ることが後々問題になってしまう可能性が十分あるような気がするんですが、その辺の整合性はどうなんでしょうか。

以上です。

事務局： お気持ちはすごく分かりますけれども、一方で、この事業活動を止めてはいけないという話が出て、何を根拠に事業活動を止められるんだとなった場合、法的根拠が一切、太陽光については整備されていないんです。

なので、止めたいと思っても、なかなか止められない状況にあって、どの自治体も困っている状況があって、豊田市としても、全国のそういった問題を踏まえて、ある一定の方針、場合によっては条例化をしていくことや、きちっと法律上明記していくようなところまで行くかもしれない。その議論を環境部中心にやっている。

ただ、今現時点ではそういった法的根拠がない以上は、これを止められるかという止められない。法律が決まった後、遡及できるならいいんだけど、そういったわけにも多分いかないんじゃないかなと思います。

大変申し訳ないんだけど、今は、農地法の転用の許可要件がきちっと満たされていれば、許可せざるを得ない状況があるということで、議案として上げさせていただいているとご理解いただきたい。

伊藤（喜）委員： もう一点だけ確認しますが、そういったことで最後まで裁判が係争中である件はあるのでしょうか。

事務局： 全国的にどうだかというのは、私もそこまでの認識が正直なところございません。

伊藤（喜）委員： 調べてください。

会 長： ありがとうございます。

またその辺は、調べておいてください。

ほかに御質問ありませんでしょうか。

倉地委員： 今回の話の伊藤さんの言われたのは、まさにそのとおりだと僕は思うんですけど、うちのほうでも、九州の会社がメガソーラーで5町歩ぐらいのパネルをつけたいという話がありまして、私は反対をしたということもありました。

今回のやつ、今見て僕もびっくりしておるんだけど、前、インターネットで僕調べたところ、これ、広島会社なんですね。それで、施工会社は埼玉県なんですよ。それで、出張所が名古屋にあるという話だったんですけども、僕の担当するところの土地柄を拝見すると、一番問題なのは二次災害です。

川沿いのところの田んぼにそういうパネルを設置するんですけども、アンカーにしても、2.5メートルのアンカー、そんなので本当にやれますかということ、僕は施工会社にも相当言ったんですけども、これは基準に合っていると。指導を受けて資料を作っているからいいじゃないかというようなことを言われてしまって、それで、雨量については、統計をちゃんと取って、その平均値でもってやっているから問題はないと。

今事務局長さんが言われたみたいに、一文があるんですよ、きちっと資料がそろえば許可しなくてはならないというかね、そういう一文があるんだよね。僕はそれをよく見て分かっておるんだけど、そこが問題かなと思うんだよね。その一文で、どんどん許可なんかしておったら、今伊藤さんが言われるようなことになっていっちゃうんじゃないのかな。職務代理の方が言ったように、心配される点も含まれると思うんですけどね。

そこら辺を、黙ってというか、通さないかんもんでとか、そこら辺がちょっと本当に理解できないなって思うんですけども、本当にきちっと整理しておかないと、後、大きな問題につながっていくんじゃないかなと思う。それが心配です。

事 務 局： 今回の伊藤さんのところの太陽光、面積を見ていただきますと、1,000平米を超えているところばかりなんですよ。

1,000平米を超えるものについては、開発事業に係る手続等に関する条例

というのがあって、住民に説明しないと事業をやってはいけないという話があって、住民説明が前提で、納得したかどうかは別の話になるんだけど、取りあえず、きちっと関係者、近隣の方々を対象にした説明をやった上で、転用の申請もされているという状況ではあるんです。豊田市で決めた条例、手続条例をきちっとクリアした上で、申請が上がってきていることを申し添えておきたいと思います。

会 長： なかなか難しい問題ではあると思いますけれども、手続上、ここで採決をしなきゃいけないというところがありますので。

よろしいでしょうか、あとの質問は。

(会場声なし)

会 長： それでは、採決をいたします。

議案第52号で上程されました34件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第52号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第53号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第53号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

10番、中町の件、変更内容は事業者変更です。

本件は、令和5年5月22日付で第5条許可を得ました。当初は、譲受人の単独名義にて申請をしておりましたが、土地売買契約は譲受人の夫と連名で締結しており、所有権登記も連名で行うため、譲受人を単独名義から共有名義に変更をたく、今般、事業計画変更承認申請をするものになります。

なお、事業者変更に当たるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第53号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第53号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第54号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第54号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

2番、京町の件です。主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の末継委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第54号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第54号は承認決定されました。

令和5年議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
6番、畝部東町の件。

担当推進委員の成田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第55号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第55号は承認決定されました。

令和5年議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年8月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第56号資料①は、利用権の総括表になります。議案第56号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第56号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年8月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、27筆、2万6,203平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第56号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第56号は承認決定されました。

令和5年議案第57号「競売農地買受適格者証明願（耕作目的）について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第57号「競売農地買受適格者証明願について」。

農地の競売、公売における買受適格証明とは、農地の競売、公売に参加する場合、参加者が農地法の許可を受ける見込みである者であることを農業委員会が証明するものです。

今回の買受適格証明願は、競売・公売農地を耕作目的で取得する、農地法第3条第1項の権利移動を目的とした買受適格証明願になります。農業委員会総会で審議された結果、適格者であると判断された場合は、買受適格証明書を発行します。買受適格証明を受けた者は、その証明書をもって競売、公売に参加します。

1番、駒場町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第57号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第57号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案18ページ及び別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務

局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

72番の駒場町の案件から、20ページを御覧ください、78番、大林町の案件までの7件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

8番、高町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

20番の曙町の自己用住宅の案件から、22番、土橋町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

105番、柘塚西町に分譲住宅の案件から、28ページを御覧ください、128番、金谷町の駐車場までの24件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時43分)

議事録署名者

印

印